

賃金規程

第1章 総則

(賃金の目的)

第1条 特定非営利活動法人オーシャンファミリー海洋自然体験センター（以下「団体」という。）の職員（以下「職員」という。）に対する給与については、別段の定めある場合のほかはこの規程によって支払う。

(賃金の支払形態)

第2条 賃金の支払形態は、月給制賃金とし、基本給および諸手当とする。

2 前項にかかわらず、会社は必要に応じて個別の契約に基づき別段の形態により賃金を決定することがある。

第2章 賃金の計算および支払

(計算期間及び支払日)

第3条 賃金は、前月26日から当月25日までの分を当月末日に支給する。

2 前項の賃金支給日が金融機関休業日にあたるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

(支払原則および控除)

第4条 賃金は通貨で、または銀行振込にて（職員の同意を得て本人の銀行口座に）直接、全額を支払う。

2 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払いの際、控除する。

- (1) 所得税
- (2) 住民税
- (3) 雇用保険料
- (4) 健康保険料
- (5) 介護保険料
- (6) 厚生年金保険料

(賃金の日割計算)

第5条 賃金計算期間の途中において、雇い入れまたは退職した場合の賃金は次の計算により支給する。

$$\text{日割計算の額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{賃金計算期間の暦日数}} \times \text{賃金計算期間における在籍暦日数}$$

(欠勤・遅刻等)

第6条 欠勤・遅刻・早退・私用外出などにより所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給および諸手当または月額給与は支給しない。

(計算の端数処理)

第7条 賃金計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

- (1) 円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 欠勤、遅刻等の不就労時間の計算は、当該賃金計算期間において時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- (3) 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当の計算は、当該賃金計算期間において各々時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨て、それ以上の端数がある場合はこれを1時間に切り上げる。

(休職者の賃金)

第8条 休職期間中に対する基本給および諸手当または月給給与は支給しない。

(時間外勤務手当の計算)

第9条 時間外勤務手当は、次の計算によって支給する。ただし、団体が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(休日勤務手当の計算)

第10条 休日出勤手当は、次の計算によって支給する。ただし、団体が休日出勤を命じた場合に限るものとする。

- (1) 法定休日の場合

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$$

(2) 所定休日の場合

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{所定休日勤務時間数}$$

(深夜勤務手当の計算)

第11条 深夜勤務手当は、次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(適用除外)

第12条 第9条、第10条の規定は労働基準法第41条第2号に該当する管理・監督の地位にある者には適用しない。

第3章 基本給の更改

(基本給の決定)

第13条 基本給の年棒額は、各人の職務の内容、能力、経験等を考慮のうえ各人ごとに決定する。

(基本給の更改)

第14条 月給者の基本給の更改は、原則として毎年4月1日に会社の業績および個人の勤務成績（能力・成果・勤務態度等）を評価して、更改する。

2 前項の評価については、次の事項について評価する。

- (1) 会社の業績
- (2) 個人の勤務成績（能力・成果・勤務態度等）

第4章 諸手当

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、月額5,000円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。自家用車の場合は、1km15円とし、自宅から職場までの距離を掛けて支給する。

第5章 月給者の賞与

(月給者の賞与の支給)

第16条 賞与は、原則として毎年3月に団体の業績に応じて支給する。ただし、団体の業績の著しい低下、その他やむを得ない事情がある場合には支給しないことがある。

(月給者の賞与の算定期間)

第17条 賞与の算定期間は、次のとおりとする。

4月1日 ～翌3月31日

(月給者の賞与の算定基準)

第18条 賞与の算定基準は、当該算定期間におけるその者の勤務成績・出勤率・貢献度等を総合的に勘案のうえ各人ごとに決定支給する。

(月給者の賞与の支給条件)

第19条 賞与の支給条件は、算定対象期間の全期間を勤務した者を対象とする。

2 賞与は、支給日当日に在籍している者を対象として支給する。

附則

この規程は令和元年12月1日より施行する。